

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例を公布する。

平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び第 5 項（これらの規定を法第 9 条第 3 項又は他の法律において適用し、又は準用する場合を含む。）並びに法第81条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第78条第 4 項及び第 5 項並びに法第81条第 2 項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第 1 項の規定に基づき、手数料及び大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）に置く機関に関し必要な事項を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第 2 条 次に掲げる手数料の額は、別表のとおりとする。

- (1) 法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する法第38条第 1 項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）により交付を受ける審査請求人又は法第13条第 4 項に規定する参加人が納付しなければならない手数料
- (2) 法第38条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料
- (3) 法第81条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第78条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料

(還付)

第 3 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、企業長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第 4 条 審査庁（法第 9 条第 1 項に規定する審査庁をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第 2 条第 1 号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審理員（法第11条第 2 項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第 2 条第 2 号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

3 次条に規定する大阪広域水道企業団行政不服審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第 2 条第 3 号に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、他の法律において準用する法第38条第5項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定による手数料の減額又は免除について準用する。

（大阪広域水道企業団行政不服審査会の設置）

第5条 法第81条第2項に規定する機関として、大阪広域水道企業団行政不服審査会（以下「審査会」という。）を事件ごとに置く。

（組織）

第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

2 委員は、その職務が終了したときは、解任されるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 企業長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合に限り、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第8条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第10条 委員の報酬の額は、日額8,000円とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

（費用弁償）

第11条 委員の費用弁償の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前2項の規定にかかわらず、委員のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第12条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 第7条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

項	区分		金額
1	対象書面等又は対象主張書面等を乾式複写機により用紙に複写したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき30円
2	対象電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの	単色刷り	1枚につき10円
		多色刷り	1枚につき30円

備考

1 「対象書面等」とは、法第38条第1項に規定する書面若しくは書類を、「対象主張書面等」とは、法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料を、「対象電磁的記録」とは、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項に規定する電磁的記録をいう。

2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として計算する。

3 交付する用紙については、原則として、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。